

感染症登園停止基準

園児が下記の感染症にかかった場合は他の園児の感染防止のため、学校保健安全法の規定により登園停止となります。登園許可書が必要な疾病については、医師に記入してもらい、登園の際に園に提出してください。

(HPに様式があるので、ダウンロードすることもできます)必ず医師の診断を受けてから登園してください。

	病名	出席停止期間など	医師判断		保護者記入
			登園許可書	診断のみ	治癒報告書
第一種	ペスト、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の感染症など	治癒するまで	○		
第二種	インフルエンザ（第一種に属するものを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで		○	○
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで		○	○
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	○		
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	○		
	流行性耳下腺炎(ムンプス・おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	○		
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで	○		
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	○		
	アデノウイルス感染症(咽頭結膜熱・プール熱等)	主な症状(発熱、咽頭発赤、目の充血)が消退した後2日を経過するまで	○		
第三種(主なもの)	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	○		
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	○		
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで 抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで	○		
	アデノウイルス感染症(流行性角結膜炎、はやり目)	眼症状改善し、医師により感染のおそれないと認められるまで	○		
	急性出血性結膜炎		○		
	溶連菌感染症	抗菌内服後から24～48時間を経るまで		○	
	手足口病 ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができるようになるまで		○	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよくなるまで		○	
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治るまで		○	
	感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで		○	
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで		○	
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで		○	
	突発性発疹	解熱後1日以上経過し、機嫌よく、全身状態がよくなるまで		○	
	☆アタマジラミ	(注意事項)くしやブラシの共有は避ける		○	
	☆疥癬(かいせん)	(注意事項)外用薬・内服薬による治療		○	
	☆伝染性軟属腫(ミズイボ)	(注意事項)直接接触や浮き輪・タオル等の共有は避ける		○	
☆伝染性膿痂疹(とびひ)	(注意事項)治癒するまで共同のプールや入浴は禁止		○		
☆B型肝炎	(注意事項)血液や体液に他児等が直接接触させない		○		